図書の記号・番号	丁 業	377
	_	011

1	番 訂正箇所			囚音の記名·留名 工来 3//		
番号	頁	行	原 文	訂 正 文		
1	25	28 ~ 30	【例】第3条、第8条から第11条まで、第12条(第5項第四号を除く。)、第13条並びに第18条第1項及び第23項の規定は、第66条に規定する工作物について準用する。(法88条3項より)	(中略) 第 15 条の 2 第 25 項 第 64 条		
2	46	15	(図 <u>15</u> (b))	14		
3	83	側注	② p. 196参照(第5章)。	p.197		
4	87	図 2	別添 1 参照	別添 1 参照		
5	91	6	(令128条の5 1~ <u>7項)</u>	<u>5 項)</u>		
6	91	8 ~ 9	高さ31m以下の部分や、スプリンクラー設備などの自動消火設備を設けるとともに排煙設備を設けた部分	火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙またはガスの降下 が生じない		
7	93	14 ~ 16	耐火建築物や準耐火建築物の場合(すなわち、建築物の一部に法27条1項各号、同条2項各号または同条3項各号のいずれかに当たる部分が含まれる場合)には、	耐火建築物等❷		
		側注	(14 行目の側注欄に追加)	❷ p.95 表 7 参照。		

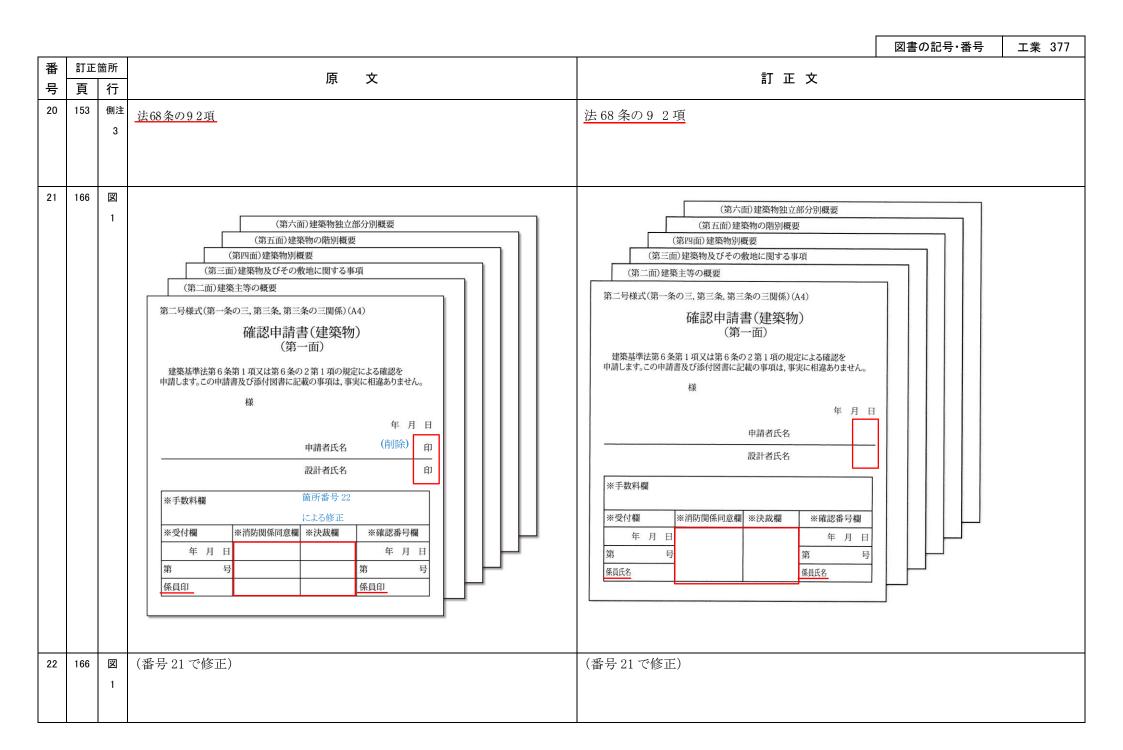
				図書の記号・番号 工業 377
番	訂正	箇所	E +	er or de
号	頁	行	原 文	訂 正 文
8	95	表 5	別添 2 参照	別添 2 参照
9	95	表 7	別添 3 参照	別添3参照
10	96	2	寄宿舎の用途	寄宿舎の用途(防火地域以外の区域)
11	96	5	特定避難時間倒壞等防止建築物	避難時倒壞防止建築物

図書の記号・番号 工業 377

番	訂正	笛昕				1
号	頁	行	原 文	訂 正 文		
12	97	2 ~ 15	(b) 大規模建築物の主要構造部への制限 地階を除く階数が4以上の建築物または高さが16m(表6の①・②の用途の建築物は13m)を超える建築物や、延べ面積が3000m²を超える大規模な建築物の主要構造部(床、屋根および階段を除く)に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものは、主要構造部を耐火構造等とするか、または通常火災終了時間 [®] が経過するまで火熱に対し耐えることを確かめなければならない(法21条1項、2項)。ただし、建築物から建築物の高さ以上の水平距離の空地が確保されていれば建築することができる(法21条1項ただし書き、令109条の6)。また、3000m²を超える大規模建築物については、3000m²以内ごとに壁等 [®] で有効に区画した場合には木造の建築物であっても建築することができる(法21条2項二号)。	の主要構造部(床,屋根および階段を除く) その他の可燃材料を用いたものは,主要構造部を が経過するまで火熱に耐える構造として,耐火構 防止構造としなければならない の周囲に 木造の建築物であっても 大規格 主要構造部を耐火構造とするか,あるいは	・通常火災終了時間 [®] ・造または火災時倒壊	
13	97	16	(c)大規模建築物の <u>防火壁</u>	<u>防火壁等</u>		
14	98	10 ~ 11	つくられたもののうち 階避難安全検証法等によって 避難安全性能が確認された 建築物の 階または 建築物については、	避難安全検証法 安全検証法)によって避難安全性能が確認された建	ま(区画・階・全館避難 築物	
		14	の一部が適用されない(令129条, 129条の2)	(令 128 条の 6, 129 条, 129 条	<u>の 2)</u>	

図書の記号・番号	一 業 27
以告()記方"金方	I I 🐺 3/

番	訂正			訂正文
号	頁	行		
15	106	6	義務づけられている(消防令 <u>7条6項)。</u>	<u>28~29 条の 3)。</u>
16	106	30	耐火構造の壁などに面	
		31	する部分は、延焼のおそれのある部分には含まれない(法2条六号)。	部分や建築物の外壁面と隣地境界線とのなす角度に応じて 周囲に発生する通常の火災により燃焼するおそれのない部分
17	122	27	② 公衆便所・派出所・バス停上屋など、	バス停上家
18	130			<u>共同住宅等</u>
19	153	3	景観行政団体(市町村または都道府県)	市町村●
		側注	(3 行目の側注欄に追加)	● 東京都の特別区を含む。
		5	<u>勧告⁰</u> できる。	勧告❷
		6	形態意匠の <u>制限[●]</u>	制限●
		16	準都市計画区域●	<u>区域[€]</u>
		側注 1~3	● 変更命令を発するこ② たとえば、建築物の● 都市計画区域および	<u>②</u> <u>③</u> <u>④</u>



図書の記号・番号 工業 37

番	番 訂正箇所					
号		行	原 文	訂正文		
23	185	表 4	別添 4	別添 4		
24	188	13	公共性のある施設などの重要な建設工事においては、主	原則以 て事 だの 学		
		~ 16	任技術者または監理技術者は、工事現場ごとに <u>専任のもの</u> でなけれ	<u>原則として専任</u> の <u>者</u>		
			ばならないことなどがそれぞれ定められている(業法26条、業令27 箇所番号25			
			条)。			
25	188	14	(番号 24 で修正)	(番号 24 で修正)		
26	190	表 1	別添5参照	別添5参照		
		'				
	191	5	(学校・工場			
			(11) 4/11			

図書の記号・番号	工業 377
	一 本 0//

				図音の記号・留号 工業 3//	
	訂正		原 文	訂 正 文	
号	頁	行			
27	193	側注	非住宅部分の床面積 の合計が2000 m²以上で ある建築物。	300	
		側注	 床面積の合計が 300 m²以上である建築物。	特定建築物以外の建築物。	
		11	大規模な住宅以外の建築物(特定建築物 [®])を建築しようとする建	特定建築物❸	
		表 4	別添6参照	別添 6 参照	
	194	3	ないときは、必要に応じ、指示等を行うことができる。 (挿入)	ないときは、必要に応じ、指示等を行うことができる。 300m ² 未満の建築物については、建築士は、新築等に係る設計を行うさい、省エネ基準への適合性について評価を行うとともに、建築主に対し、その評価の結果について説明をしなければならない。	
	194	14	住宅品質確保法●		
		16	瑕疵 ●	<u> </u>	
		側注 6	● 住宅の品質確保の促進等に関する法律。本書では、以下「品確法」と	<u>•</u>	
		側注 7	いう。 ⑦ きず、欠点の意味。 欠陥と同じ。	<u>❷</u>	

					図書の記号・番号	工業 377
番	訂正行	箇所	E +	ゔァゥ		
号	頁	行	原 文	訂 正 文		
27	195	13	政令 ⁰ で	<u>©</u>		
(続き)						
		15	任 ² が義務づけられる(品確法94条, 95条)。	<u> </u>		
		17~	住宅瑕疵担保履行			
		18	法 <mark>●</mark>	<u>o</u>		
		20	住宅瑕疵担保責任保険への加入●	<u>@</u>		
		21	供託 [●] することを義務づけている。	<u>©</u>		
		側注	❶ 品確法施行令5条。	<u>❸</u>		
		1~	住宅に欠陥があった	<u>©</u>		
		5	場合に、売主・請負人な			
			どが一定条件のもとに契			
			約解除や修理などの責任			

を負うこと。この10年 の期間は20年以内に延 長することはできるが、 短縮することはできない。 一般原則を定めている民 法の特則として定められ

● 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関す

4 国土交通大臣の指定

した住宅瑕疵担保責任保 険法人と保険契約を結ぶ

● 供託所(法務局)へ一 定額の現金等を預け置く

たもの。

る法律。

ことをいう。

ことをいう。

0

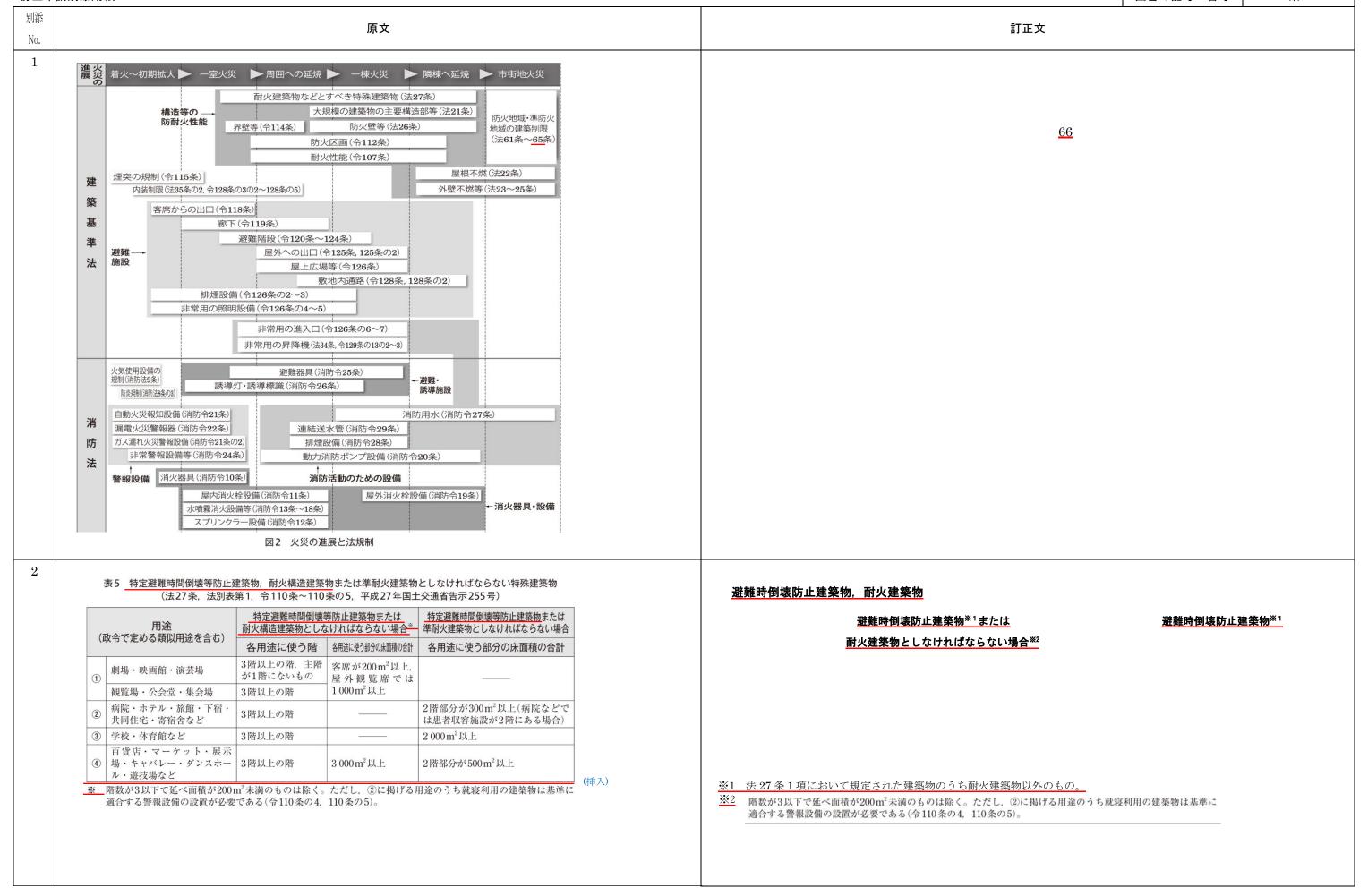
0

③

					図書の記号・番号	工業 377
番	訂正1		原 文	訂 正 文		
号	頁	行	<i>""</i>			
27	196	3	長期優良住宅法₫	<u>©</u>		
(続き))	8	性能を備え <mark>●</mark> ,	<u> </u>		
		9	一定の住戸面積●	<u>@</u>		
		11	受けることができる ♀ 。	Q		
		12	建築および維持保全 $^{oldsymbol{9}}$ を行うこととなる。	<u> </u>		
		側注	● 長期優良住宅の普及	<u>•</u>		
		1~	の促進に関する法律。			
		5	② 構造および設備が 「長期は思想が無いない。	<u> </u>		
			「長期使用構造等」であ るもので、そのための措			
			置と基準は長期優良住宅			
			法施行規則1条および同			
			条に基づく告示に定めら			
			れている。	<u>©</u>		
			● 規模の基準は、長期優良住宅法施行規則4条			
			に定められている。			
			② 認定を受けた住宅は、	©		
			税制上の特例措置などを			
			受けることができる。			
			● 維持保全の方法の基準は、長期優良住宅法施	<u>❸</u>		
			年は、長期後民任毛法旭 行規則5条および同条に			
			基づく告示に定められて			
			いる。			

					図書の記号・番号	工業 377
番	訂正	箇所	原 文	訂 正 文		
号	頁	行	原	a. 正 文		
27 (続き)		左段 42	4. 良質な住宅供給を促進する法律 ······· <u>194</u>	<u>195</u>		
		4段 19~ 21	住宅瑕疵担保履行法 ···· <u>195</u> 住宅宿泊事業法 ······ 198 住宅品質確保法 ······ <u>194</u>	<u>196</u> <u>195</u>		
28	113	図 1	線引き都市計画区域 市街化区域 (用途地域のない 特別用途地区も可 市街化調整区域 特定用途制限地域も可 特定用途制限地域も可 都市計画区域外	都市計画区域	都市計画区域 準都市計画区域 用途地域も可 特別用途地区 も可 特定用途制限地域 も可	

工業 377



図書の記号・番号 工業 377 訂正申請別添用紙 原文 訂正文 No. 3 表7 耐火建築物等 (挿入) 表7 耐火建築物等(法2条九号の二,九号の三,法27条) 外壁の開口部 外壁の開口部 主要構造部 左記以外で他の外壁の開口部から 主要構造部 左記以外で他の外壁の開口部から 延焼のおそれのある部分 延焼のおそれのある部分 火災が到達するおそれがあるもの 火災が到達するおそれがあるもの 耐火構造建築物 屋内への遮炎性能 屋内への遮炎性能 耐火構造または耐火性能が確認 耐火構造または耐火性能が確認 耐火建築物 屋内外への遮炎性能 されたもの されたもの 耐火建築物 屋内外への遮炎性能 特定避難時間倒壊等 特定避難時間倒壊および延焼を 特定避難時間倒壊および延焼を 屋内への遮炎性能 屋内への遮炎性能 避難時倒壊防止建築物 屋内への遮炎性能 屋内への遮炎性能 防止建築物 防止する構造 防止する構造 法2条九号の三イ(準耐火構造) 法2条九号の三イ(準耐火構造) 屋内外への遮炎性能 屋内外への遮炎性能 準耐火建築物 準耐火建築物 または法2条九号の三口 または法2条九号の三口 4 表4 建築士の受験資格及び免許登録要件 一級建築士 (士法4条, 14条) 条件 免許登録要件 受験資格(学歴または資格) (建築実務3 最終卒業学歴10または資格 指定履修科目2 の経験年数) 区分 大学(旧制大学を含む) 2年以上 建築設計製図/建築計画/建築環境工学/ 3年生短期大学(夜間部を除く) 3年以上 建築設備/構造力学/建築一般構造/建築 (3) 2年生短期大学 4年以上 材料/建築生産/建築法規 (4) 高等専門学校(旧制を含む) 4年以上 二級建築士 4年以上 (5)国土交通大臣が(1)~(5)と同等以上の知識・技能を有すると認める者4) 注 1) 区分(1)~(4)の学校は、学校教育法、旧大学令、旧専門学校令によるもの。 2) 履修すべき科目と単位数(個々の単位数と総単位数)が定められている(令和元年国土交通省告示751号,752 号)。平成21年度入学生から適用、それ以前の者は建築学科卒などとする改正前の規定による。 3) 建築物の設計・工事監理、建築工事の指導監督、建築一式工事・大工工事・建築設備の設置工事の施工技術 管理, 建築確認審査などの実務経験年数による(士法施行規則10条, 令和元年国土交通省告示745号~748号)。 4) 建築設備士(士法20条5項, 士法施行規則17条の18)などがある(令和元年国土交通省告示748号, 752号)。 1条の2 二級建築士·木造建築士 (士法4条, 15条) 条件 免許登録要件 受験資格(学歴または資格) (建築実務3 最終卒業学歴1)または資格 指定履修科目2 の経験年数) 区分 大学(旧制大学, 短期大学を含む)または高 建築設計製図/建築計画・建築環境工学ま 等専門学校(旧制専門学校を含む) たは建築設備/構造力学・建築一般構造ま 高等学校,中等教育学校(旧制中等学校を含 たは建築材料/建築生産/建築法規 (2) 3年以上 む) 7年以上 建築に関する学歴無し(不問) 都道府県知事が(1)または(2)と同等以上の知識・技能を有すると認める者 注 1) 区分(1), (2)の学校は、学校教育法、旧大学令、旧専門学校令によるもの。 2) 履修すべき科目と単位数(個々の単位数と総単位数)が定められている(令和元年国土交通省告示753号)。平成 21年度入学生から適用、それ以前の者は建築学科卒などとする改正前の規定による。 3) 建築物の設計・工事監理、建築工事の指導監督、建築一式工事・大工工事・建築設備の設置工事の施工技術 1条の2 管理, 建築確認審査などの実務経験年数による(土法施行規則10条, 令和元年国土交通省告示749号, 750号)。

	表1 バリアフリー法に	基づく特別特定建築物および特定	津築物			
	特定建築物	grandon () (8 - 5 de	0.0010-0.0000			
险 珍藤花 / 邮	AND CONTROL OF THE CO	A STATE OF THE STA	特定建築物			
厚生施設,身体	障害者福祉センターなど/博物館	集会場、公会堂/展示場/ホテル, 館、美術館、図書館/公衆浴場/! 場、船舶・航空機の発着場(旅客の	郵便局,理髪店,クリーニング			
売市場,百貨店	マーケットなどの店舗	同左(卸売市場を除く)				
人ホーム、保育	所、福祉ホームなど	同左(保育所を除き, お するもの)	3もに高齢者, 障害者等が利用			
動車の停留・駐	車施設	同左(一般公共用)				
校		特別支援学校				特別支援学校,公立小中学校等
育館,水泳場,	ボーリング場などの運動施設・減	遊技場 体育館・水泳場(一般公	共用), ボーリング場, 遊技場			
食店, キャバレ など	ー,料理店,ナイトクラブ,ダ	ンスホー 飲食店				
同住宅,寄宿舎, , 囲碁教室など	,下宿/自動車教習所/学習塾, /工場	,華道教	_	事務所/共同	住宅,寄宿舎,下宿	
	表4 建築物省エネ法に基づく名 対象建築物・建築行為	各種制度と対象建築物・建築行為, 申請者 申請先	適用基準の比較適用基準	制度		
<u></u> 適合義務・適合 性判定		申請者 申請先 建築主 所管行政庁また	適用基準 は登 省エネ基準	<u>制度</u>	<u>(</u> 非住宅 <i>0</i>	D増改築部分が 300 ㎡以上)
、) 適合義務・適合 性判定 (削除	対象建築物・建築行為 特定建築物(2000m²以上 非住宅)の新築,特定建築(利	申請者 申請先 建築主 除) 所管行政庁またに 録省エネ判定機[適用基準 は登 省エネ基準 (基準適合する旨の適合判 定通知書がなければ確認済	<u>制度</u>	(非住宅の (適合義務対象を除く	
適合義務・適合性判定 (削除 届出	対象建築物・建築行為 特定建築物(2000 m²以上 非住宅)の新築、特定建築削 物の増改築(300 m²以上) 300 m²以上の新築・増改築 (挿入)	申請者 申請先 建築主 除) 所管行政庁またに 録省エネ判定機[適用基準 は登 省エネ基準 (基準適合する旨の適合判定通知書がなければ確認済証が交付されない) 省エネ基準 (必要と認めるときは、所管行政庁が指示)	制度		
適合義務・適合性判定 (削除 届出 行政庁認定表示 (基準適合認定) 容積率特例(誘	対象建築物・建築行為 特定建築物(2000m²以上 3 非住宅)の新築、特定建築(削 物の増改築(300m²以上) 300m²以上の新築・増改築 (挿入) 現に存する建築物	申請者 申請先 建築主 所管行政庁またに 録省エネ判定機 建築主 所管行政庁 所有者 所管行政庁が認め	適用基準		(適合義務対象を除く	
適合義務・適合性判定 (削除 届出 行政庁認定表示 (基準適合認定) 容積率特例(誘導基準認定)	対象建築物・建築行為 特定建築物(2000m²以上 非住宅)の新築、特定建築(割) 物の増改築(300m²以上) 300m²以上の新築・増改築 (挿入) 現に存する建築物 *用途・規模限定なし 新築、増改築、修繕・模様 替え、設備の設置・改修 *用途・規模限定なし 目標年度以降の各年度にお	申請者 申請先 建築主 所管行政庁またし録省エネ判定機同 建築主 所管行政庁 所管行政庁が認め 所管行政庁が認め 建築主等 所管行政庁が認め 生間150戸以上を供給する住宅 申請不要(国土20大臣が報告徴収)	適用基準 者エネ基準 (基準適合する旨の適合判定通知書がなければ確認済証が交付されない) 省エネ基準 (必要と認めるときは、所管行政庁が指示) を 省エネ基準 (基準適合で認定) 意導基準(誘導基準適合で認定)	認定表示	<u>(適合義務対象を除く</u> 認定	
適合義務・適合性判定 (削除 届出 行政庁認定表示 (基準適合認定) 容積率特例(誘 導基準認定)	対象建築物・建築行為 特定建築物(2000m²以上 3 非住宅)の新築、特定建築物(300m²以上) 300m²以上の新築・増改築(300m²以上) 300m²以上の新築・増改築(挿入) 現に存する建築物 *用途・規模限定なし 新築、増改築、修繕・模様替え、設備の設置・改修 *用途・規模限定なし 目標年度以降の各年度において、供給する建売戸建住宅(全住戸の平均で目標達	申請者 申請先 建築主 所管行政庁またし録省エネ判定機同 建築主 所管行政庁 所管行政庁が認め 所管行政庁が認め 建築主等 所管行政庁が認め 生間150戸以上を供給する住宅 申請不要(国土20大臣が報告徴収)	適用基準 者エネ基準 (基準適合する旨の適合判定通知書がなければ確認済証が交付されない) 省エネ基準 (必要と認めるときは、所管行政庁が指示) を 省エネ基準 (基準適合で認定) 意導基準(誘導基準適合で認定) を 通 住宅トップランナー基準 (必要と認めるときは国土	認定表示 性能向上計画 住宅トップラ	<u>(適合義務対象を除く</u> 認定	